

事 務 連 絡
令和 7 年 2 月 19 日

日本製薬団体連合会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

医療用医薬品の薬価基準収載等に係る取扱いについて

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局長及び都道府県知事あて
通知したのでお知らせします。

貴団体傘下の関係者に対する周知方よろしく願います。

産情発 0219 第 1 号
保 発 0219 第 2 号
令和 7 年 2 月 19 日

地方厚生（支）局長 } 殿
都道府県知事 }

厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官
（公印省略）

厚生労働省保険局長
（公印省略）

「医療用医薬品の薬価基準収載等に係る取扱いについて」の一部改正について

医療用医薬品の薬価基準収載等に係る取扱いについては、「医療用医薬品の薬価基準収載等に係る取扱いについて」（令和 6 年 2 月 14 日産情発 0214 第 2 号、保発 0214 第 2 号。以下「通知」という。）により取り扱ってきたところであるが、令和 7 年度薬価改定に伴い、中央社会保険医療協議会において、「薬価算定の基準について」が改正されたことを踏まえ、通知の一部を下記のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日から適用するので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関及び審査支払機関に対して周知徹底を図られたく通知する。

記

1 中「「薬価算定の基準について」（令和 6 年 2 月 14 日保発 0214 第 1 号）第 2 章第 3 部 4 の」を「「薬価算定の基準について」（令和 7 年 2 月 19 日保発 0219 第 1 号）第 2 章第 3 部 4 の」に改める。

(参考)

「医療用医薬品の薬価基準収載等に係る取扱いについて」（令和 6 年 2 月 14 日産情発 0214 第 2 号、保発 0214 第 2 号）の一部改正について
(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
1 新医薬品の薬価基準収載手続 新医薬品の薬価基準収載の手続は、次のとおりであること。 なお、<u>「薬価算定の基準について」</u>（令和 7 年 2 月 19 日保発 0219 第 1 号）第 2 章第 3 部 4 の新規収載品の薬価基準収載の手続並びに第 3 章第 5 節の条件・期限付承認を受けた再生医療等製品の特例の手続及び第 7 節 2 本文なお書の薬価改定の手続についても、これに準じて行うこと。 (1)～(6) (略) 2～4 (略) 別紙様式 1～別紙様式 8 (略)	1 新医薬品の薬価基準収載手続 新医薬品の薬価基準収載の手続は、次のとおりであること。 なお、<u>「薬価算定の基準について」</u>（令和 6 年 2 月 14 日保発 0214 第 1 号）第 2 章第 3 部 4 の新規収載品の薬価基準収載の手続並びに第 3 章第 5 節の条件・期限付承認を受けた再生医療等製品の特例の手続及び第 7 節 2 本文なお書の薬価改定の手続についても、これに準じて行うこと。 (1)～(6) (略) 2～4 (略) 別紙様式 1～別紙様式 8 (略)